

小田原市個人番号の利用に関する条例等の一部改正について

1 背景

神奈川県では、在宅で常時介護を必要とする重度重複障害者の方を対象とした手当制度として、神奈川県在宅重度障害者等手当を支給しています。

本市では、神奈川県の事務処理の特例に関する条例等及び神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例等に基づき、市窓口で、当該支給に係る申請書等を受理し、その内容やその他必要な事項について調査等を実施し、県へ送付しています。

この手当の申請時等における必要書類の簡略化による市民の利便性の向上のために、小田原市個人番号の利用に関する条例等の一部を改正し、必要な事項を追加するものです。

なお、支給要件等は、神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例等で規定されています。

2 改正する条例等

- (1) 小田原市個人番号の利用に関する条例
- (2) 小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則

3 改正内容

(1) 小田原市個人番号の利用に関する条例

個人番号を利用する事務に神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する事務を追加し、市長は、その手当の助成に関する事務を処理するために必要な限度で、個人番号を介して本市等が保有する地方税関係情報、住民基本台帳関係情報、障害者手帳関係情報及び特別障害者手当等情報を利用することができることとします。

(2) 小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則

条例の改正に伴い、条例で追加することとなる個人番号を利用する事務及びその事務を処理するために必要な情報の詳細を定めます。

4 施行年月日

平成30年4月1日予定